



別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

忍野村告示第29号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め
たため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月30日

忍野村長 天野多喜雄



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続 期間	備考
R3 第01号	忍野村忍草 字阿弥陀2020	3	山林	0.4688	令和4年3月30日 ～ 令和9年3月31日	
R3 第02号	忍野村忍草 字阿弥陀2035	3	山林	0.4392	令和4年3月30日 ～ 令和9年3月31日	
R3 第03号	忍野村忍草 字峯山2143-3	3	山林	0.6445	令和4年3月30日 ～ 令和9年3月31日	

2 縦覧場所

忍野村 観光産業課

忍野村ホームページ

3 本公告により、忍野村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定され
る。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R 3 第 0 1 号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 忍野村長 天野多喜雄		(所在地) 山梨県南都留郡忍野村忍草1514			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	忍野村忍草 字阿弥陀	2020	3	2020	山林	0.4688	スギ ヒノキ	78	公告の あった 日から	2027年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、忍野村森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・スギ、ヒノキ人工林：間 伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	忍野村忍草 字阿弥陀	2020	3	2020	山林	0.4688	スギ ヒノキ	78					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 忍野村長 天野多喜雄

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

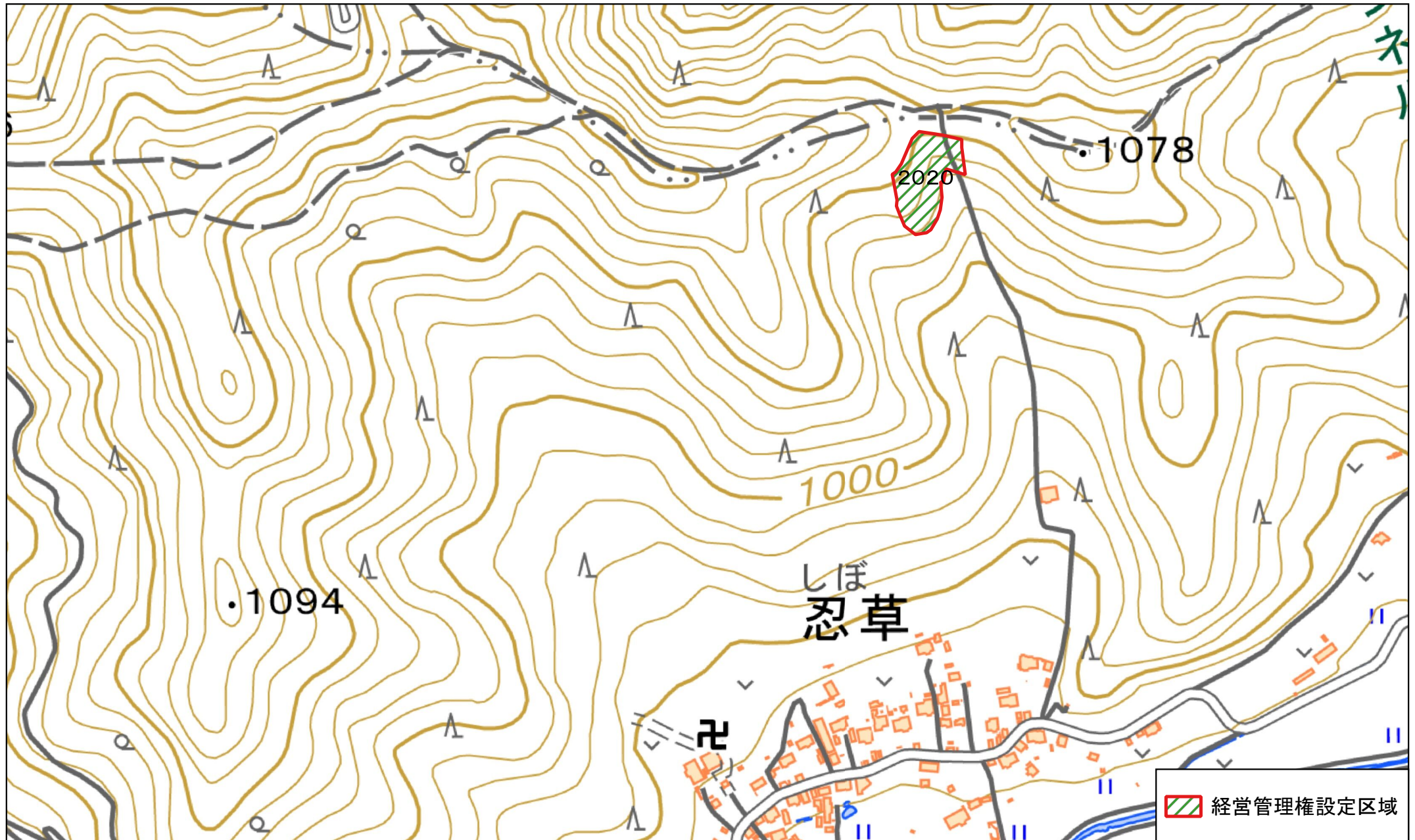
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R3第01号 位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R 3 第 0 2 号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 忍野村長 天野多喜雄		(所在地) 山梨県南都留郡忍野村忍草1514			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	忍野村忍草 字阿弥陀	2035	3	2035	山林	0.4392	スギ	66	公告の あった 日から	2027年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、忍野村森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・スギ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	忍野村忍草 字阿弥陀	2035	3	2035	山林	0.4392	スギ	66					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 忍野村長 天野多喜雄

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

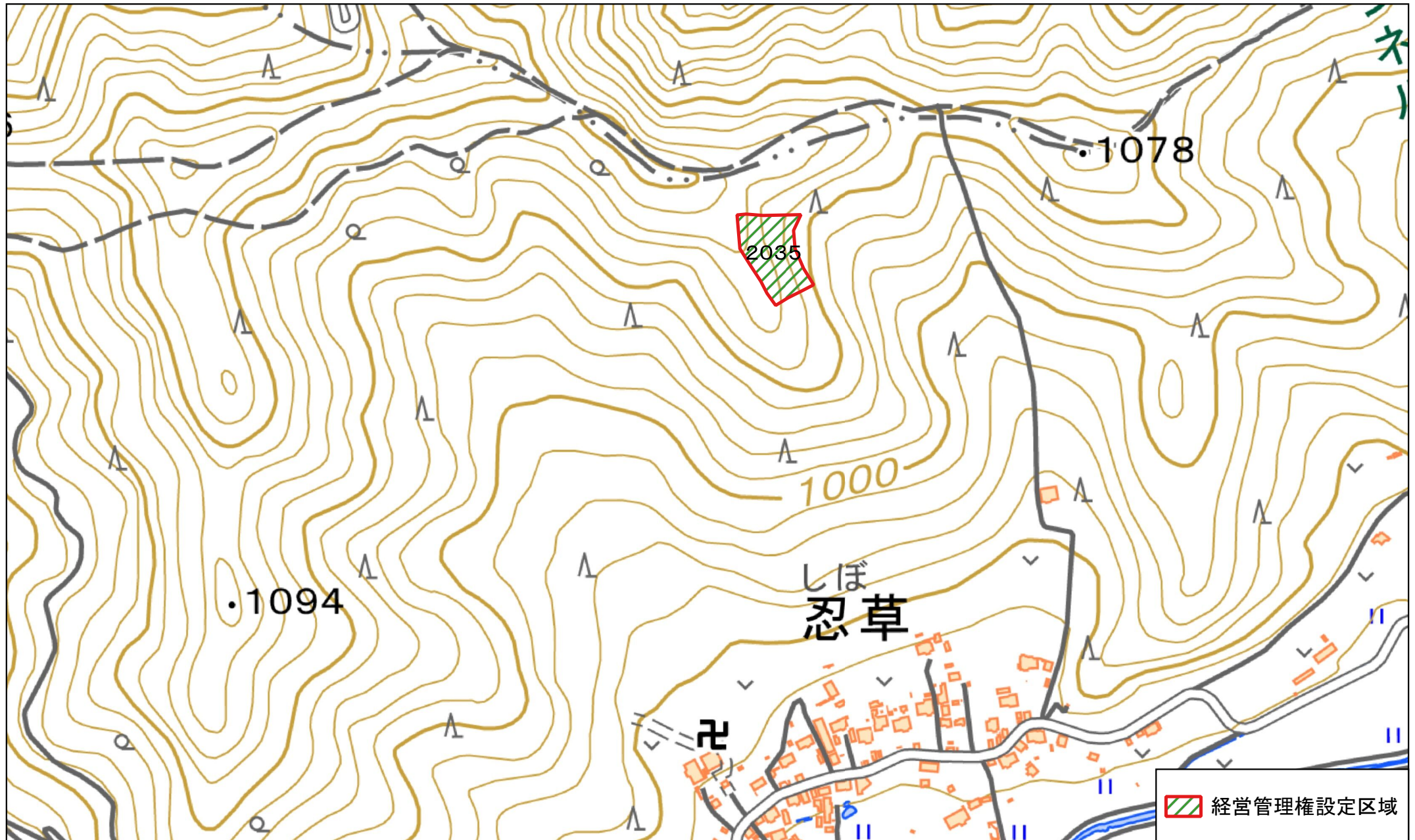
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R3第02号 位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R 3 第 0 3 号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 忍野村長 天野多喜雄		(所在地) 山梨県南都留郡忍野村忍草1514			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	忍野村忍草 字峯山	2143-3	3	2143-3	山林	0.6445	アカマツ (スギ)	71	公告の あった 日から	2027年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、忍野村森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・スギ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	忍野村忍草 字峯山	2143-3	3	2143-3	山林	0.6445	アカマツ (スギ)	71					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）忍野村長 天野多喜雄

住所（同上）

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

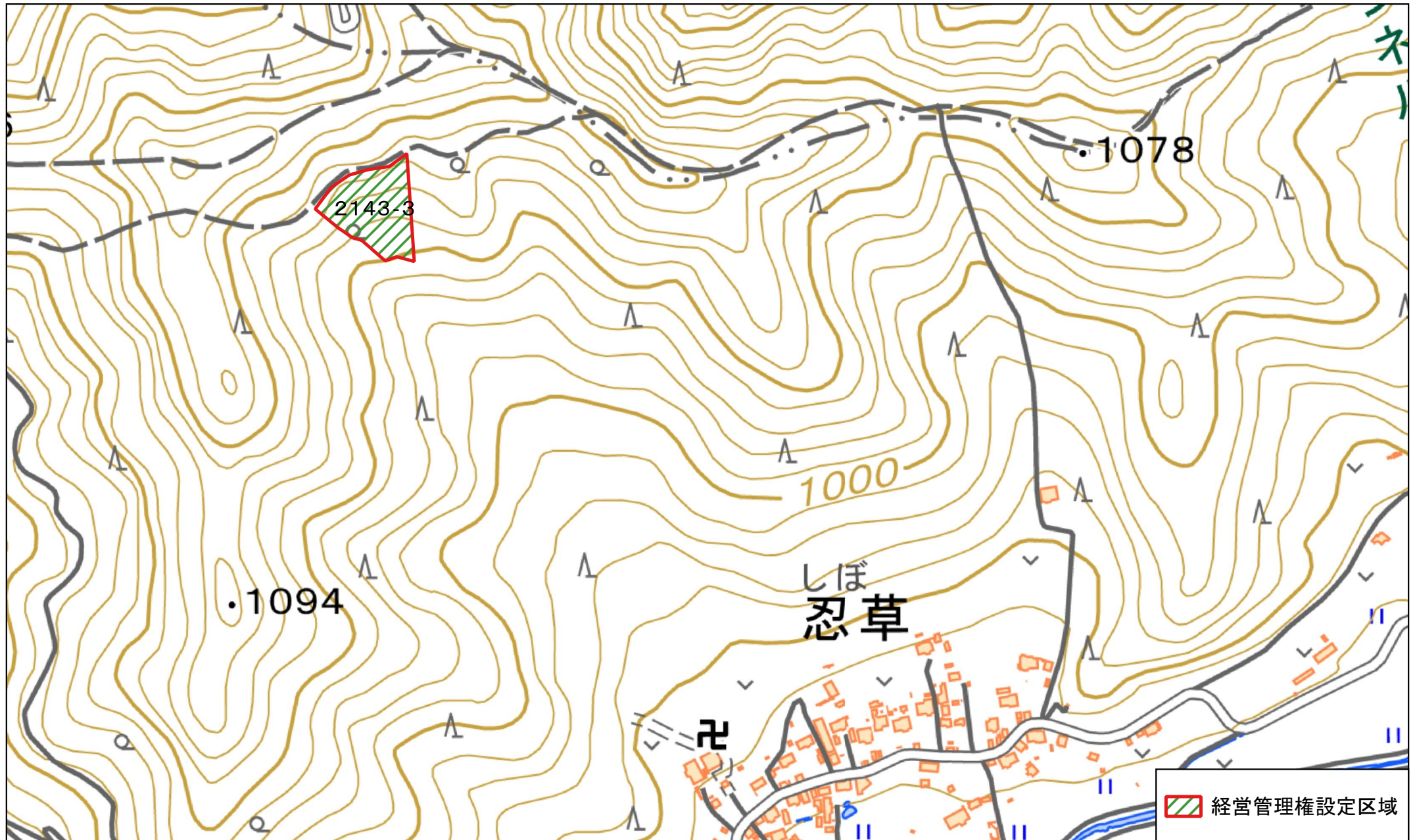
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R3第03号 位置図



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより「保育」を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。